



**お知らせ**

**町から**

**行政**

**行政相談を実施します**

行政サービスについてのご相談、お悩み、お困りのことはありませんか。相談は無料です。秘密は厳守しますので、気軽にご相談ください。

**日時**

4月21日(金)10時～15時

**場所** 健康センター

**担当者**

・松田幹男 ☎62・3024

・田口英輔 ☎62・3263

**問** 総務課 行政係

☎52・7111(直通)



**農業振興**

**野鳥保護および指導取締強化月間の実施**

熊本県では、違法捕獲などの防止に取り組んでおり、5月10日(水)からの1ヶ月間を指導取締強化月間としています。

野生の鳥やその卵は、許可を受けたもの以外の捕獲、殺傷または採取が法律で禁止されています。

ただし、メジロやホオジロなどは平成24年3月31日までに、許可・登録済みの場合のみ、更新手続きを行うことで飼養できます。皆さまのご協力をお願いいたします。

詳しくは、お問い合わせください。

**問** 農業振興課

☎52・5854(直通)

熊本県南広域本部

農林水産部林務課

☎33・3592(直通)

**税務**

**軽自動車税についてのお知らせ**

**【軽自動車税の課税】**

軽自動車税は、軽自動車やバイク、農作業用などの小型特殊自動車に市町村が課税する税金です。

4月1日現在の軽自動車などの所有者に年税額が課税されます。軽自動車やバイクなどの所有者になったときは、登録手続きを行ってください。

また、軽自動車税の納付には、口座振替(自動払込)を利用されると、納め忘れがなくなり、手間が省けて便利です。

手続きは振替を希望する金融機関の窓口にてお願いします。

**【軽自動車税の減免】**

障害者手帳や療育手帳をお持ちの人は、その程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

◆申請期限 5月24日(水)

◆手続場所

**県から**

**熊本地震で二重の住宅ローンを抱える方を支援**

熊本地震で住宅に被害を受け、二重の住宅ローンを抱える人を補助します。

詳しくはお問い合わせください。

**◆対象**

- ① 次の要件をすべて満たす人
- ② 300万円以上の新たな住宅ローンを契約した人
- ③ 被災住宅の既存ローン残高が500万円以上ある人
- ④ 世帯員に課税所得金額が780万円を超える者がいない人

**◆補助額**

既存ローンの利子相当額(上限50万円)

**問** 熊本県住宅課

☎096・333・2550

税務課または宮原振興局総務振興課

◆申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・車検証
- ・運転される人の免許証
- ・障がい者手帳、療育手帳
- ・通院証明書など(運転者が障がい者本人でない場合)
- ・マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

**【トフラクターなど】**

**小型特殊自動車の登録**

農耕作業・特殊作業用などの小型特殊自動車をお持ちの方で、登録をされていない車両がある場合は、登録をお願いします。

**◆手続場所**

税務課または宮原振興局総務振興課

**◆登録に必要なもの**

- ・印鑑(所有者・使用者のもの)
- ・販売証明書もしくは車名・車台番号の分かる書類

**問** 税務課 住民税係

☎52・5853(直通)

**固定資産課税台帳の縦覧について**

地方税法の規定により、次のとおり縦覧を行います。

固定資産の詳しい内容についてお知りになりたい人、平成28年中に土地を売買したり、家屋を新築・増築された人は、特に確認をお願いします。なお、固定資産税課税明細書は、6月に納税通知書と併せて発送します。



期間	4月3日(月)～6月30日(金) 8時30分～17時15分(土日、祝日を除く)		
場所	氷川町役場 税務課		
対象者と縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧できる帳簿	記載事項
	固定資産税の土地の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、地目、地積、評価額、課税標準額など
注意事項	固定資産税の家屋の納税者(代理人または納税管理者)	固定資産名寄帳兼課税台帳	所在(地番)、種類、構造、床面積、評価額など
	①平成29年1月2日以降に所有者となった人は縦覧できません。 ②土地のみを所有している人は家屋、家屋のみを所有している人は土地の縦覧はできません。 ③資産を所有していても固定資産税が課税されていない人は縦覧できません。		
必要なもの	本人の確認ができるもの(運転免許証、健康保険証、住基カードなど) ※別居の家族、代理人の場合は上記の他、委任状の提示が必要です。		
手数料	無料		

【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52-5853(直通)

**児童扶養手当の支給額が4月分から変わります**

平成28年全国消費者物価指数の実績値に基づき、平成29年度の児童扶養手当額が0.1%引き下げとなります。手当額は、平成29年4月支給分から右表のとおりとなります。

		(支給額/月)	
		平成29年3月分まで	平成29年4月分から
第1子	全部支給	42,330円	42,290円
	一部支給	42,320円～9,990円	42,280円～9,980円
第2子加算額	全部支給	10,000円	9,990円
	一部支給	9,990円～5,000円	9,980円～5,000円
第3子以降加算額	全部支給	6,000円	5,990円
	一部支給	5,990円～3,000円	5,980円～3,000円

【お問い合わせ先】 町民環境課 町民環境係 ☎52-5851(直通)